

質問書に対する回答書

No.1

令和7年1月28日

下記質問について、回答いたします。

開札予定年月日	令和7年2月7日		
購入件名	長崎県長崎地区2で使用する電力 長崎県県央・島原地区2で使用する電力 長崎県庁舎で使用する電力		
需要場所	入札説明書のとおり		
質問	契約書(案)第8条第4項のお支払期日につきまして、弊社供給条件では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。		
	また、弊社落札の際、契約書においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。		
回答	御社が記載を希望する条件を協議したうえで、契約書(案)の変更は可能です。		
質問	延滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定して得た金額」と記載されております。ご了承していただけますでしょうか。		
回答	契約書(案)第16条第2項のとおりとします。		
質問	消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。		
回答	契約書(案)第4条第2項のとおり、協議のうえ変更することができます。		

